

## オーストラリアの格差問題対策—労働党新政権の政策展開

梅田 久枝

### 【目次】

- I オーストラリアの格差問題
- II 社会的排除という視点
- III 労働党の総選挙向け政策文書
- IV ラッド政権発足後の政策展開

### I オーストラリアの格差問題

オーストラリアは、「公平な扱い」を意味する「フェア・ゴー (Fair Go)」主義の原則が広く支持される国であるといわれ、この原則は政府によっても実践されてきたと考えられている<sup>(注1)</sup>。しかし、経済グローバル化の進行とともに1980年代から90年代前半にかけて所得格差が拡大し、その後も全体としてこの傾向は止んでいない。

1996年から2007年まで12年間続いたジョン・ハワード (John Howard) 首相の保守連立政権下では、新自由主義的経済政策が推進される中で、事実上の最低賃金制度の廃止、求職者支援業務の民営化、社会福祉給付への相互的義務の導入などが行われ、所得差の拡大にさらに道を開いたともいわれている。

こうしてオーストラリアにおいても、過去10年ほどの間に、所得格差や貧困問題が政策課題として大きな位置を占めるようになってきた。しかし、関心の焦点は、格差問題というより、貧困その他の困窮要因を抱える弱者が社会的に排除される問題に絞られる傾向にある。

本稿では、社会的排除からの脱却、すなわち社会的包摂を重視する最近の貧困問題研究にふれたうえで、オーストラリア労働党新政権の政策を見ていくこととする。

### II 社会的排除という視点

貧困は、格差の有無にかかわらず、人の生存を直接脅かす深刻な問題である。しかし、何をもって貧困というか、貧困を測る尺度は何かというとき、答は簡単ではない。従来、貧困は所得で測られることが多かったが、最近ではこの手法に対する疑問の声も聞かれる。

2006年刊行のOECDの調査報告は、所得による測定は貧困の全体像を描き出すことができないとして、所得によって貧困を測定しようとするアプローチには注意が必要であると警告している。すなわちこうしたアプローチには「資源を駆使する力」という観点が欠けており、教育、医療、住宅などのサービス受給の有無、金を貸してくれる人の存在、家族や友人の援助など、貧困にとって重要な要素が無視されることになる、と指摘している<sup>(注2)</sup>。

このような考え方から、貧困研究においては、貧困の中に暮らす者が経験する現実の生活条件を新たな指標として設定すべきだとの提言も行われるようになった。オーストラリアの貧困、雇用問題の代表的研究者であるピーター・サンダース (Peter Saunders) ニューサウスウェールズ大学社会政策研究センター所長は、最近の研究において、貧困問題に取り組む際には、低所得という観点からだけでなく、「物が手に入れない状態 (デプリベーション: deprivation)」と「社会的な活動から排除される状態 (社会的排除: social exclusion)」の双方向から問題を検証する必要があると述べている。サンダース所長によれば、これらの状態は、互いに重なり合いながら「弱者という状態 (ディスア

ドバンテージド：disadvantaged)」をもたらしている。<sup>(注4)</sup>

社会的排除の概念は、ヨーロッパ諸国で1990年代以降用いられるようになり、貧困問題の研究や政策に新たな視点を提供した。一般に「失業、技能の不足、低所得、劣悪な住居、犯罪が多発する環境、不健康、家族崩壊などの相互に関連する問題が結びついた状況に、個人または地域が置かれた場合に生じ得る事態」と定義される。<sup>(注5)</sup>

社会的排除に対抗する概念として提示されるのが「社会的包摂：social inclusion」である。今日のヨーロッパにおいては、このような概念にもとづいて策定された貧困対策が多く見られるようになっている。

オーストラリアにおいても、サンダース所長の研究に言及されているとおり、社会的排除と社会的包摂という視点の重要性が認識されている。そのことは、以下の項で紹介する2007年総選挙に際してのオーストラリア労働党の政策文書に明確に現れた。

### Ⅲ 労働党の総選挙向け政策文書

#### 1 社会的包摂計画

2007年11月の総選挙<sup>(注6)</sup>において、ケヴィン・ラッド (Kevin Rudd) 党首率いるオーストラリア労働党は、この国の困窮者問題を深刻に受け止める姿勢を、「オーストラリアの社会的包摂計画 (Australian Social Inclusion Agenda)<sup>(注7)</sup>」という選挙向け公式政策文書において明らかにした。

この政策文書は、同年の10月から11月にかけて労働党が各分野の政策課題ごとに相次いで発表した一連の文書の一部を成す。労働党のマニフェストと考えられるこれらの文書のうち「社会的包摂計画」文書においては、オーストラリアの困窮者についての問題を、労働、教育・訓練、医療面の政策を通じた社会的包摂によって

解消しようとする労働党の構想が述べられている。文書の取りまとめには、労働党副党首であり、当時「影の『雇用・労使関係担当大臣』兼『社会的包摂担当大臣』」であったジュリア・ジラード (Julia Gillard) 下院議員と、同じく「影の『労働者参加担当大臣』」であったペニー・ウォン (Penny Wong) 上院議員があたった。「社会的包摂計画」文書<sup>(注8)</sup>がその冒頭で示した現状認識は、次のようなものである。

- ・オーストラリアの経済は成長を続けておりその連続記録も17年目に入った。しかしこの繁栄の陰に、困窮状態に取り残されたオーストラリア人がある。今こそ社会的包摂のための計画が必要とされている。
- ・失業や低所得、劣悪な住居、病気、心身の障害、家庭崩壊などの広範な問題を抱える人々や地域にとって問題なのは、このような状態が社会的排除をもたらすということである。
- ・社会的排除は、人生の途中で起きることもあるが、貧困や失業に苦しむ親のもとに生まれることにより、人生のスタート時点ですでに始まる場合もある。社会的排除は世代間に継承される場合、とくに深刻な問題となる。このことは、オーストラリア先住民において顕著な傾向となっている。
- ・人々が社会的に包摂されるためには、オーストラリアの生活の中で、経済的にも社会的にも政治的にも、また精神面においても、十分な活動をすることが可能でなくてはならない。
- ・すべてのオーストラリア人は、雇用を保障され、各種サービスを受けることができ、家族・友人・職場・コミュニティなどを通して他者との関係を保ち、病気や失業などの個人的危機を克服し、自らの声を上げることができる機会を持つことにより、社会的に包摂されなければならない。

このような認識にもとづき、労働党は、ハワード保守連立政権による従来の経済的社会的困窮者対策が縦割りや断片的であったと批判し、社会的包摂という観点から政策を組み立てなおす必要があると論じた。<sup>(注9)</sup>

その上で「社会的包摂計画」文書は、新たな政策の骨子として、次のような項目を提示した。

- ① 連邦政府の明確な役割のもとに州・地方各機関との連携を強化し、各施策の効果を最大限にすること。
- ② 教育をこの計画の中核に据えるとともに、すべての4歳児を対象とする全国的就学前教育プログラムを実施すること。
- ③ 雇用への参加を社会的包摂の重要な基盤の一つととらえ、求職者が適切な仕事を見つけられるような支援の仕組みと、雇用訓練の各プログラムを充実させること。
- ④ 雇用のための教育・訓練期間をサポートする保育費補助プログラムの対象者と対象期間を拡大すること。
- ⑤ 家族を疲弊させ、社会的排除に迫りやる要因としての劣悪住居やホームレス問題に着目し、10年計画で需要に見合う緊急住宅の提供を行うこと。
- ⑥ デジタル格差を生じさせないため「全国中等学校コンピューター基金」プログラムにより、9-12歳のすべての生徒が各自のコンピューターにアクセスできるようにすること。
- ⑦ 労働者の中でも声を発しにくい人々の利益が守られるように、企業と労働組合の関係を是正すること。
- ⑧ 各種の社会的サービスを供給するコミュニティが技能のある有能な人材を確保することができるように、雇用主としてのコミュニティの役割を強化すること。<sup>(注10)</sup>

## 2 若年者労働政策

このほか関連の政策文書として、ジラード副党首による「オーストラリアの若年労働者のための公正な前進 (*Forward with Fairness for Australia's Young Workers*)」も同時期に刊行された。<sup>(注11)</sup>

この文書では、低失業率と言われるオーストラリアで、15-19歳の若者の5人に1人が失業している事実が指摘され、統計上区分された80か所の地域のうち76か所で、十代の若者の失業率が二桁であることが警告されている。また、15-24歳の若者のうちフルタイムの仕事にも学業にも就いていない者が52万6,000人に及ぶという民間機関の調査結果が引用されている。さらに、若年者においては、就業者であってもパート労働従事者の割合がどの年齢層集団よりも高く、66%に上っていると述べられている。<sup>(注12)</sup>

労働党は同文書において、若者に各自の潜在能力を十分に発揮させることがオーストラリアの将来を決定づけるという認識を示すと同時に、労働こそが若者自身に意味のある生活を送るための資力を得させ、将来の雇用のための技能を身につけさせることができる、として若年者労働政策の重要性を強調した。<sup>(注13)</sup> とくにその政策において焦点があてられたのは、ハワード政権下で進められた「ワークチョイス(就業選択)」政策の見直しである。<sup>(注14)</sup>

「ワークチョイス」政策は、労働市場の柔軟性を高め、選択肢を増やすという目的のもとに、それまでの最低労働条件にかかわる法令等を簡素化して連邦法制化を図ることなどを中心に、2005年に推進された。

この政策のもとで、不正解雇規制の適用対象から、被用者数100人以下の中小企業が除外され、さらに、臨時に短期間の業務に従事する者や一定期間の契約にもとづき労働に従事する者は、不公正または違法な解雇に際しても救済を受ける権利を有しないとされた。

このほか、最低賃金の決定権限移管、労働時

間の法定などが、企業側を利するものとの批判<sup>(注15)</sup>を受けながら進められた。すなわち、技能を持たない若年労働者が結果的に不利を蒙ることになりやすい政策が導入されていったのである。

労働党の「若年者労働政策」文書においては、ハワード政権によるこのような「ワークチョイス」政策を破棄し、最低賃金、労働時間、不正解雇からの保護などの条件において、若年労働者のための強力なセーフティネットを構築することが公約された<sup>(注16)</sup>。

#### IV ラッド政権発足後の政策展開

以上のようなマニフェストを掲げて2007年11月24日の総選挙に勝利した労働党は、同年12月3日、ラッド党首を首相とする新政権を発足させた。マニフェストで示された社会的包摂計画と若年労働者対策は、新政権発足後にどのように展開されているのだろうか。政府各省の記者発表および、2008年2月に刊行された小冊子「ラッド政権が発足後100日で達成したこと (First 100 Days—Achievements of the Rudd Government)<sup>(注17)</sup>」の中から、主なものを拾ってみる。

##### (1) 「教育雇用労働関係省」の設置

ラッド新政権は、政権発足とともに省庁再編を行い、従来の教育科学訓練省 (Department of Education, Science and Training : DEST) と雇用労働関係省 (Department of Employment and Workplace Relations : DEWR) とを統合して、教育雇用労働関係省 (Department of Education, Employment and Workplace Relations : DEEWR) を創設した。新設のDEEWRには、従来、家族住宅地域サービス先住民問題省 (Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs : DFaHCSIA) が所管していた、若者と子どもの早期教育に関する業務も移管された<sup>(注18)</sup>。

これは、上述の二つの政策文書で強調された困窮者対策と若年者労働の問題に、包括的に取り組むという新政権の姿勢を表したものと見えよう。担当大臣である教育担当相および雇用労働関係担当相は、ジュリア・ジラード下院議員が兼任することとなった。ラッド政権で副首相に就任したジラード議員は、社会的包摂担当相にも就任した。社会的包摂問題を所管するのは、首相内閣省 (Department of the Prime Minister and Cabinet : DPMC) とされた。

首相内閣省は、連邦政府の運営と調整、連邦と州の各政府間調整、首相への政策助言などにあたるほか、省庁横断的な重要政策の調整を所管する。2008年1月25日付の行政再編令によれば、首相内閣省が調整すべき省庁横断的な重要政策課題として「テロ対策」「国家安全保障政策」と並んで「労働および家族」<sup>(注19)</sup>があげられている。

##### (2) 「社会的包摂対策室」の創設

総選挙直後の2007年11月末、首相内閣省の中に「社会的包摂対策室 (Social Inclusion Unit)」が設置された。これは、イギリスでブレア労働党政権発足時の1997年、内閣府 (Cabinet Office) に設置された「社会的排除対策室 (Social Exclusion Unit)」の例に倣うものである。この機関は、1980年代以降イギリスで貧富差の拡大が進行し、その結果、失業やホームレスの増大、失業家庭の子どもの増大、犯罪・麻薬等の非社会的行動の増加が深刻化する中で、これらの人々の社会的包摂を図るための政策を企画・立案するものとしてブレア首相 (当時) により設置された。首相のリーダーシップにより子どもの貧困や失業家庭、住宅問題、教育と雇用などに集中的に取り組むための政策の拠点として、社会的排除対策室はイギリスの貧困対策に重要な成果をもたらしたといわれている<sup>(注20)</sup>。

ラッド政権の「社会的包摂対策室」の構想は、

このようなイギリスの例のほか、南オーストラリア州とヴィクトリア州で運営されている社会的包摂担当機関の経験も参考<sup>(注21)</sup>にしている。

連邦の社会的包摂対策室には、政策立案のための助言を行う機関として「社会的包摂委員会 (Social Inclusion Board)」が設置されることとなっている。委員会メンバーとしては、福祉問題の専門家や経済その他の関連政策分野の専門家が想定されている。2008年1月には、首相内閣省ホームページ上で、各界からの適任者の応募を促す呼びかけが行われた。委員は、副首相および首相により選任され、任期は3年とされる予定<sup>(注22)</sup>である。

### (3) 住宅問題とホームレス対策

総選挙向け政策文書でも示されたように、ラッド政権の社会的包摂計画においては、劣悪な住宅とホームレスの問題が社会的排除の要因となりやすいことに強い関心が寄せられ、この問題への取組みに高い優先度が与えられている。

新政権発足後の2008年1月27日、政府はホームレス問題についての白書作成を、長年民間福祉団体でホームレス問題に取り組んできたトニー・ニコルソン (Tony Nicholson) 氏を座長<sup>(注23)</sup>とする白書運営委員会に委嘱した。今後、5月に政府提案から成る緑書が用意され、それに対する公開協議期間が設けられたあと、9月に最終的な白書がまとめられる予定である。白書には、10年間でホームレス問題を撲滅するための全国規模の包括的アプローチと行動計画が盛り込まれる<sup>(注24)</sup>といわれている。

住宅問題に関しては、住宅購入環境の整備も図られ、2月には「住宅初購入者貯蓄制度 (First Home Savers Accounts : FHSA)」の導入の正式決定が行われたほか、住宅関連経費の引下げも進められている。FHSAは、平均的所得の夫婦が初めての住宅購入のため貯蓄を行う場合の優遇措置が認められるものである。これらは、

近年度々行われた金利引上げとインフレ動向のために、比較的若い中間所得者層が負っていた住宅ローン返済の負担増を解消しようとする<sup>(注25)</sup>ものである。

### (4) 学校と親と地域の連携

2008年2月18日、ジラード教育担当相兼社会的包摂担当相は、80万ドル (1豪ドルは約90円) の予算により「家庭・学校・地域協力局 (Family-School and Community Partnership Bureau)」を設置し、三者の密接な連携を図ることにより、子どもの学習能力や出席率、態度の向上を目指すという新政権の構想<sup>(注26)</sup>を発表した。

家庭・学校・地域協力局には、学校に通う子どもの親の全国連合と協力して、学校が親や地域にとって望ましいものとなるための調査研究を行う使命が課される。同時に、これらの連携協力をつうじて、子どもの学習過程に関心を示さなくなった親を繋ぎ止めることが期待されている。家庭が学校教育に参加することは、<sup>(注27)</sup>上質の教育を達成するために必要不可欠である、という新政権の基本認識を反映したものといえよう。

### (5) 全国中等学校コンピューター基金

続いて3月4日、ジラード教育担当相兼社会的包摂担当相は、全国の中等学校のうち、最新の情報技術に触れる機会が最も不足している学校について、同日から「全国中等学校コンピューター基金」への申請を受け付けると発表<sup>(注28)</sup>した。この基金のため、政府は向こう4年間に10億ドルを支出することになる。

政府はこの計画の導入に先立ち、全国2,650の中等学校のコンピューター設置状況を調査した。その結果、コンピューター1台についてそれを使う生徒数が8人以上となる学校は、937校 (生徒合計29万5,972人) にのぼることが分っ

た。今回の申請受付は第1回目とされ、これらの学校の生徒を対象に、コンピューター対生徒の割合を1対2にすることを目的として行われる。

政府の調査によれば、全国中等学校におけるコンピューター対生徒の割合は、平均1対5であるという。今回対象となる生徒数の内訳は、7割が州立学校に、2割がカトリック系の学校に、そして1割がその他の私立学校に通う者であるとの結果が出ている。<sup>(注29)</sup>

#### (6) 中等学校への職業訓練センター設置

さらに3月7日には、全国中等学校に対して、各校に職業訓練センターを設置するための連邦出資プログラムへの応募の呼びかけが、ジラード大臣により行われた。<sup>(注30)</sup>

この計画は、職業訓練の機会を生徒に保障することによって、産業界における熟練技能者不足の問題の解決を図ると同時に、生徒が就業や学業の継続、また高度の技能修得のいずれを選択する場合にも、良い成果を得られるようにすることを目的とする。10年計画で25億ドル規模の支出が見込まれ、2008年については4億ドルが支出される予定である。<sup>(注31)</sup>

#### (7) 先住民のための教育向上支援

オーストラリアの先住民には、大陸に住むアボリジニとトーレス諸島（クインズランド州北部）に住むトーレス諸島民の二つの民族がおり、その数は約2,070万のオーストラリア全人口のおよそ2.5%（517万）を占める。これら先住民は、所得、教育、雇用状況のいずれにおいても、非先住民と比べた場合、困窮している者が多い。さらに、医療環境、アルコール・麻薬問題、住宅事情などによって社会的排除の危険に晒されている者が少なくない。

2008年2月13日の連邦議会開会にあたり、オーストラリア政府の過去の先住民政策につい

て公式謝罪を行った新政権は、社会的包摂計画の重要な柱として、先住民のための教育、保健、雇用、訓練を掲げている。同日、政府は先住民のための超党派の「共同政策委員会」を設置することにつき野党（自由党）と合意したと発表した。この委員会では、与野党党首が共同議長を務めることになる。<sup>(注33)</sup>

また、ジラード教育担当相兼社会的包摂担当相は2月14日、ジェニー・マクリン（Jenny Macklin）家族住宅地域サービス先住民担当相とともに、先住民の学校の教員を増員する法案「先住民教育（集中的援助）法2008年改正法案」<sup>(注34)</sup>を、議会に提出した。この法案は、2008年度に716万ドルの追加支出を行ってまず50人の教員増員を図るもので、次の3年間にもさらに150人を増員することが予定されている。

政府は教員増員計画のほか、先住民の多い北部特別地域の過疎地帯を対象として3,400万ドルを出資し、学校施設の改善や子どもの読み書き能力の引上げ、未就学の子どもの就学支援などに充てる計画を発表している。<sup>(注35)</sup>

#### (8) 職場関係法改正法案

新政権は、第42連邦議会冒頭の2008年2月13日、「2008年職場関係法改正（公正な前進への移行）法案」<sup>(注36)</sup>を提出した。この法案は、先述のとおりハワード前政権で進められた「ワークチョイス」政策を是正する目的を持つ。同政策は、非熟練労働者や若年労働者に不利な労働条件をもたらし、不当な解雇が行われやすいと指摘されていたほか、労使交渉における労働組合の介入をできるだけ排除しようとするものであった。改正法案の主な内容は次のとおりである。<sup>(注37)</sup>

- ・労働者の賃金カットや条件引下げに利用されてきた個人ベースの「全国職場協約（Australian Workplace Agreements：AWAs）」は、今後、新たに結ばないこと

とされる。

- ・AWAsを利用してきた経営者に対しては、2009年12月31日まで限定的に移行期間の個人協約が認められる。
- ・2010年1月1日からは、団体交渉を基本とし、最低賃金その他の条件を担保するための裁定機関を備えた労使関係制度が導入される。

「2008年職場関係法改正（公正な前進への移行）法案」は、3月、両院を通過し、法律として成立している（3月20日裁可）。

### (9) 2020年を展望するサミット

政府は2008年4月19-20日の2日間、「オーストラリア2020年展望サミット」と題する全国レベルの会議を、連邦議会において開催した。これは、3年という通常の議会選挙のサイクルでは対応することのできない国家的政策課題について、各界の主導的な人物1,000人を一堂に集め、長期的な視野に立った選択肢を論じてもらうという計画である。サミットの議長は、ラッド首相のほかメルボルン大学グリーン・デービス（Glyn Davis）副学長が務めた。

このサミットのテーマとしては、10項目の課題があげられたが、その中には地域の活性化と家庭の支援、社会的包摂、教育や技能訓練を含んだ生産性向上計画、先住民の未来についての選択肢などの項目が見られる。それぞれのテーマについて、100人ずつの参加者が選ばれ、各項目の会議では、連邦政府でその分野を所管する大臣が運営委員会のメンバーとともに議長となった。

サミット終了直後には、政府の検討に資するため、各テーマの会議における議論の要点、政策提言などをまとめた第一報告書<sup>(注38)</sup>が刊行されている。報告書によれば、社会的包摂が議論された会議においては、この問題を国家的優先課題の一つとし、「社会的包摂のための連邦行動計

画」を策定することが提言された。

政府は、この報告書にもとづき、各テーマについて2009年以降の長期的方向を展望する見解を、2008年末までに公表することになって<sup>(注39)</sup>いる。

オーストラリアでは、イギリスの制度を参考とした公開協議が頻繁に行われている。公開協議は、一定期間の意見募集や各地での公聴会開催などで構成され、この過程で重要な政策課題の事実関係や利害の存在、賛否の議論が明らかにされていく。貧困問題や困窮者対策に関連しても、様々な機会に多数の公開協議が行われてきた。

大規模な公開協議の場とも考えられる今回のサミットで議論され提示された貧困問題や困窮者対策の選択肢に、政府がどのような具体的政策をもって応えるかが注目されている。

貧困その他の困窮条件を抱えた人々の増加と固定化に対抗するため、オーストラリア労働党が2007年の総選挙において掲げた公約と、政権発足後の政策展開について見てきた。公約の基本理念として掲げられた社会的包摂計画と若年者労働問題に関しては、関連の立法が推進され、矢継ぎ早に政策発表が行われている。

個々の政策については、野党自由党のホームページまたは新聞紙上などで反論や批判を見ることもあるが、概ね世論は新政権の打ち出す政策を好意的に見守ろうとしているように思われる。

### 注

\*インターネット情報は、すべて2008年4月25日現在である。

(1) ピーター・サンダース「繁栄の時代におけるオーストラリア平等主義の変容」『海外社会保障研究』159号, Summer 2007, p.4.

(2) Romina Boarini & Marco Mira d'Ercole, "Measures of material deprivation in OECD countries,"

- Working Paper No.37*, Directorate for Employment, Labour and Social Affairs, OECD, Paris, 2006. <http://www.oecd.org/dataoecd/52/5/37223552.pdf>
- (3) *Ibid.*, p.10.
- (4) Peter Saunders et. al., *Towards new indicators of disadvantage: Deprivation and social exclusion in Australia*, Social Policy Research Centre, Sydney, November 2007, p.2.
- (5) 平岡公一「貧困と社会的排除への対応」松村祥子『欧米の社会福祉』放送大学教育振興会, 2007.4, p.28を参照。ここで引用されている定義は、イギリス政府の「社会的排除対策室」によるものとされている。
- (6) 任期3年の連邦下院議員（定数150）の全議席と、任期6年の連邦上院議員（定数76）のうち40議席について改選が行われた。その結果、2008年2月12日開会した第42連邦議会の党派別議席は、次のとおりとなった。ただし、上院については、改選議員の任期切れ（2008年6月30日）の後に、今回の選挙結果が反映される。
- 下院：労働党83（解散時60）、自由党55（74）、国民党10（12）、無所属2（3）。
- 上院：自由党34（2008年7月1日以降32）、労働党28（32）、緑の党4（5）、国民党4（国民党／地方自由党5）、民主党4（0）、地方自由党1、家族第一党1（1）。
- 出所は以下のサイト。〈<http://vtr.aec.gov.au/HousePartyRepresentation-13745.htm>〉 〈<http://vtr.aec.gov.au/SenatePartyRepresentation-13745.htm>〉 〈<http://www.aph.gov.au/Senate/senators/homepages/index.asp?sort=party>〉
- (7) Julia Gillard & Penny Wong, *An Australian Social Inclusion Agenda* (Election 2007 Policy Document), Australian Labor. 〈[http://www.alp.org.au/download/now/071122\\_social\\_inclusion.pdf](http://www.alp.org.au/download/now/071122_social_inclusion.pdf)〉
- (8) *Ibid.*, pp.1-2.
- (9) *Ibid.*, p.5.
- (10) *Ibid.*, pp.5-10.
- (11) Julia Gillard, *Forward with Fairness for Australia's Young Workers* (Election 2007 Policy Document), Australian Labor. 〈[http://www.alp.org.au/download/now/071115\\_\\_\\_forward\\_with\\_fairness\\_for\\_australias\\_young\\_workers.pdf](http://www.alp.org.au/download/now/071115___forward_with_fairness_for_australias_young_workers.pdf)〉
- (12) *Ibid.*, p.1.
- (13) *Ibid.*, p.2.
- (14) 「ワークチョイス」は、「2005年労働関係改正（ワークチョイス）法（Workplace Relations Amendment (Work Choices) Act 2005）」（2005年3月27日施行）により改正された労働関係法制にもとづく一連の政策をいう。Steve O'Neill & Mary Anne Neilsen, “Workplace Relations Amendment (Transition to Forward with Fairness) Bill 2008,” *Bills Digest*, no. 72, 8 March 2008, Parliamentary Library, p.3を参照。〈<http://www.aph.gov.au/library/pubs/BD/2007-08/08bd072.pdf>〉
- (15) ワークチョイス政策は、経営者団体からはオーストラリアの競争力と生産性を高め、雇用を創造するものであると歓迎されたが、労働組合からは、労働者の権利と生活水準を攻撃するものとして、強い反対を受けた。厚生労働省大臣官房国際課「各国に見る労働施策の概要と最近の動向（オーストラリア）」『2005～2006年海外情勢報告』, p.211を参照。〈<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/08/dl/20.pdf>〉
- (16) *Op.cit.*, (11), p.7.
- (17) Australian Government, *First 100 Days — Achievements of the Rudd Government*, February 2008. 〈[http://www.pm.gov.au/docs/first\\_100\\_days.doc](http://www.pm.gov.au/docs/first_100_days.doc)〉
- (18) DEERWのホームページ。〈<http://www.deewr.gov.au/deewr/>〉
- (19) “Part 16 The Department of the Prime Minister and Cabinet,” *Commonwealth of Australia Administrative Arrangements Order*, 25 January 2008. 〈[http://www.pmc.gov.au/parliamentary/docs/ao\\_2008.pdf](http://www.pmc.gov.au/parliamentary/docs/ao_2008.pdf)〉
- (20) *Op.cit.*, (7), p.4. また、本特集中の下記の別稿も参

- 照。岡久慶「英国の格差対策—児童貧困撲滅2020」『外国の立法』no. 236, 2008.6, pp.32-40.
- (21) *Op.cit.*, (7), p.4.
- (22) 首相内閣省のサイトのうち「オーストラリア社会的包摂委員会」のページ。〈[http://www.dpmc.gov.au/social\\_inclusion.cfm](http://www.dpmc.gov.au/social_inclusion.cfm)〉
- (23) *Op.cit.*, (17), p.24.
- (24) Minister for Housing and Minister for the Status of Women, “Government holds homelessness roundtable (Media Release),” 28 March 2008. 〈[http://www.fahcsia.gov.au/Internet/tanyaplibersek.nsf/print/homelessness\\_roundtable\\_28mar08.htm](http://www.fahcsia.gov.au/Internet/tanyaplibersek.nsf/print/homelessness_roundtable_28mar08.htm)〉
- (25) “First Home Saver Accounts-Making the Australian Dream a Reality and Fighting Inflation,” (財務相と住宅問題相の共同記者発表) 4 February 2008. 〈<http://www.treasurer.gov.au/DisplayDocs.aspx?doc=pressreleases/2008/004.htm&pageID=003&min=wms&Year=&DocType>〉; 森健「新労働党政権下のオーストラリア—2008年のオーストラリア経済を展望する」『世界経済評論』52(2), 2008. 2, pp.28-36も参照。
- (26) “Building better partnerships between schools, parents and the community (Media Statement),” 18<sup>th</sup> February 2008. 〈<http://mediacentre.dewr.gov.au/mediacentre/Gillard/Releases/Buildingbetterpartnershipsbetweenschoolsparentsandthecomunity.htm>〉
- (27) *Ibid.*
- (28) “National Secondary School Computer Fund: Round One (Media Statement),” 5th March 2008. 〈<http://www.alp.org.au/media/0308/msed051.php>〉
- (29) *Ibid.*
- (30) Justine Ferrari, “Trades training boost,” *The Australian*, 8 March 2008. 〈<http://www.thesudtralian.news.com.au/story/0,25197,23338894-13881,00.html>〉
- (31) DEEWR, “Welcome to the Training Centres in Schools Program Website.” 〈<http://www.tradetrainingcentres.deewr.gov.au/>〉
- (32) Australian Bureau of Statistics, *Population Distribution, Aboriginal and Torres Strait Islander Australians · 4705.0 · 2006*, p.5. 〈[http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/377284127F903297CA25733700241AC0/\\$File/47050\\_2006.pdf](http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/377284127F903297CA25733700241AC0/$File/47050_2006.pdf)〉
- (33) *Op.cit.*, (17), p.31.
- (34) *Indigenous Education (Targeted Assistance) Amendment (2008Measures No.1) 2008*.
- (35) “Vital support for indigenous students (Media Statement),” 14th February 2008. 〈<http://www.alp.org.au/media/0208/msewrial40.php>〉
- (36) *Workplace Relations Amendment (Transition to Forward with Fairness) 2008*.
- (37) Steve O’neill & Mary Anne Neilsen, *op.cit.*, (9).
- (38) *Australia 2020 Summit—Initial Summit Report*, April 2008. 〈[http://www.australia2020.gov.au/docs/2020\\_Summit\\_initial\\_report.pdf](http://www.australia2020.gov.au/docs/2020_Summit_initial_report.pdf)〉
- (39) “Australia 2020 Summit,” 〈<http://www.australia2020.gov.au/about/index.cfm>〉
- (うめだ ひさえ・前専門調査員)  
(本稿は、筆者が在職中に執筆したものである。)